

こんなお困りごとありませんか？



登記の 義務化が開始

- ・相談する相手がわからない
- ・誰の名義で相続登記すべきかわからない

登記をしないと罰則を受けることも！



相続放棄

- ・土地や建物を相続したくない
- ・親が残した借金を相続したくない

放棄には3ヶ月の期限があります！



不動産・預金 の名義変更

- ・不動産と貯金の名義を変えたい
- ・名義変更に必要な手続きの流れを知りたい

順序よく進めることで費用が節約に！



生前の準備

- ・贈与税がかからない範囲で生前贈与したい
- ・相続税を減らすために生前贈与をしたい

生前贈与を正しく理解して活用しよう！



遺言の作成

- ・大切な家族に最後の想いを残しておきたい
- ・トラブル防止に遺言を書きたい
- ・財産を託したい又は託したくない家族がいる

正しい遺言は家族と財産を守ります！



成年後見制度

- ・自分で管理できないため親族に任せたい
- ・家族以外の人に自分の財産を管理して欲しい
- ・資産が多いが、高齢のため認知症発症が心配

財産管理制度の活用で財産の凍結を防ぐ！



空き家の活用

- ・空き家をどうしていいかわからない
- ・入居してくれる人を探したい

早めの対策により物件を良好に保てます！



空き家に関する 補助金

- ・補助金を利用して空き家をリフォームしたい。
- ・どのような補助金があるのか確認したい。

補助金を利用して家庭の負担を軽減！

当日は司法書士の先生と役場職員が皆様のお悩みにお答えします。

対象

下條村の住民
下條村に土地建物を
所有されている方

登記ってなに??

そういうことか!



無料
当日 受付順

相続・登記等

個別相談会

ちゃんと登記したから
安心だね!



だれにお願いすれば
よいのか理解できた!



他の人に財産を管理して
もらえる方法があるのか!



日程

8月8日(土)

13:30~16:30

(受付 16:00 まで)



空き家にこんな
使い方があった!

場所

下條村 村民センター
(下條村役場 敷地内)



※令和6年4月から『**相続登記が義務化**』されました。

相続・登記のご相談

【司法書士法人 木下事務所】

- ・土地建物、預貯金の名義を変えたい。
- ・贈与のやり方がわからない。

空き家等のご相談

【下條村役場 総務課】

- ・空き家をどうしていいかわからない。
- ・入居希望者を探したい。

お問合せ：下條村役場 総務課 0260 - 27 - 2311

※当日は個別ブースにてご相談いただけます。